

仕 様 書

1 件名

令和8年度断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム支援業務委託

2 履行場所

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が指定する場所

3 契約期間

契約確定日から令和9年3月31日まで

4 目的

東京都（以下「都」という。）は、2030年までに都内におけるCO2排出量を半減し、その先2050年までにCO2排出量を実質ゼロとする「ゼロエミッション東京」の実現を目指している。この実現に向けては、住宅の省エネ対策の促進が不可欠である。

この省エネ対策の一つとして、断熱改修があり、都ではこれまで断熱改修の普及啓発事業や助成事業を進めてきているが、普及を拡大するために、断熱効果の認知不足、改修費用、業者選びの難しさなど消費者側の課題に加えて、人手不足、専門知識不足など断熱改修の担い手である工務店等の課題らを解決するような新サービスの創出を目的とした「断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム」を実施している。

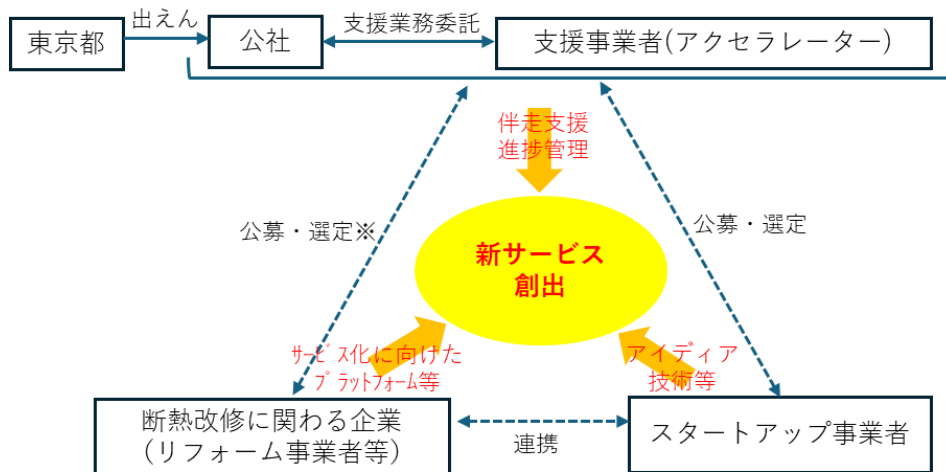
本業務委託では、本プログラムにおける断熱改修に関わる企業やスタートアップの公募、審査、選定、協働プロジェクトの組成、伴走支援等のアクセラレーターが担う業務を、専門的な知識を有し業務経験豊かな事業者へ委託することで、断熱改修の新サービス創出を目的とする。

5 業務内容

当該事業におけるそれぞれの役割は、図1のとおりである。

受託者は、アクセラレーターとして、断熱の改修を進める上で課題のある企業とそれら課題を解決できる技術を持ったスタートアップの協働による断熱の改修を進めるための新しいサービス創出のための伴走支援を行う。受託者の業務は別紙「業務詳細」のとおりである。

図1 役割のイメージ



※「住宅の断熱改修に関わる企業の新サービスの実証・事業化」では、すでにリフォーム事業者等とスタートアップ事業者が組成・試行を行っているため、リフォーム事業者等の公募・選定は行わない。

6 業務を実施する上での注意点等

(1) 業務履行に当たっての留意点

- ア 業務履行に当たっては、無理のないスケジュールを立案の上、適切な進捗管理を行い、期限を遵守するとともに、確実に業務を執行すること。
- イ 当該事業を円滑に推進するため、事業の進め方、技術的対応等について、公社と十分に調整を図るとともに、公社から申し出があった場合には、速やかに本委託業務の進捗状況を報告すること。
- ウ 提案による当該事業実施に係る経費については、経費積算に含めるものとし、金額的に実施不可能な提案は行わないこと。
- エ 打合せ等の議事録を適宜作成すること。
- オ オンラインでの打合せが実施できるよう、実施に係る環境面での準備を行うこと。
また、公社が必要に応じて利用できるオンライン会議ツールのアカウントを提供すること。

(2) 納品物

- 支援事業者は、以下について紙原稿及び電子データ（電子媒体に記録）により納入するとともに、対応する納品書を公社に提出すること。
- ア 業務実施計画書
 - イ 応募事業者から提出された企画提案書
 - ウ 業務報告書（月次、全体）
 - エ 本業務委託において作成した成果物
 - オ その他、公社が必要と定めるもの

(3) 再委託の取扱い

- ア 支援事業者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- イ 本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により公社の承諾を得た場合にはこの限りではない。

ウ 公社の承諾が得られた本委託業務の一部を再委託する場合においては、支援事業者と同様に再委託先においても本業務に係る契約関係書類の内容を遵守するものとし、支援事業者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

エ 再委託先は、以下の者であってはならない。

(ア) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号)に基づく指名停止期間中の者

(イ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号)第 5 条第 1 項の規定による排除措置期間中の者

オ 支援事業者は、公社が再委託先に対して承諾した業務を再々委託することができないことを周知・徹底しなければならない。

カ 支援事業者は、再委託の申し出を行う際には、公社に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。

キ 支援事業者は、当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

(4) 権利の帰属

ア この仕様書に基づく業務により作成された成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）の全ては、公社に帰属するものとする。ただし、本契約により作成した成果物において、受託者が従前から有していた著作物及び第三者が権利を有するパッケージソフト等の著作権は、受託者または当該第三者に保留されるものとする。支援事業者は、公社及びその指定する者に対して成果物の著作者人格権の行使をしないこと。

イ 本業務の遂行に当たって、第三者の著作物を利用する場合には、支援事業者は当該第三者から適切な許諾を事前に得ておくこと。

また、委託完了後も公社が無償で著作物を利用できるようにすること。

ウ 作成等に当たり、他者の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。なお、他者の権利に抵触した場合は、支援事業者の責任と経費により適正に処理すること。

(5) 委託事項の遵守・守秘義務

ア 支援事業者は、本業務の実施に当たり、本仕様書の定めのほか、関係法令、条例、規則等に従い、誠実に受託業務を処理すること。

イ 支援事業者は、本業務の履行により知り得た委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。これは、委託完了後も同様とする。

また、保存媒体の管理等、秘密保持に万全の措置を講じるものとし、資料の処分等については公社と協議の上、実施すること。

ウ 支援事業者は、本業務に関するデータ類を、委託の目的以外に使用してはならない。

エ 支援事業者は、秘密情報の目的外の使用、紛失、廃棄、漏洩等の危険に対して、公社の指定等に従った対策を取らなければならない。

オ 支援事業者は、前号の対策に加え、自己の責任において合理的な安全対策を講じ、本業務に従事する者以外の者が参照、複製等の利用ができないよう、適正に保管しなければならない。

(6) 支払方法

ア 支援事業者は本業務完了後、業務完了届を提出すること。

イ 本業務の実績報告により履行状況の確認を行い、公社が認めた場合は、受託者からの適法な請求書の提出があった後、一括払いする。

(7) 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

ウ 環境確保条例第 34 条第 1 項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(8) 企画提案書の取扱い

本委託契約の締結に先立ち実施する企画提案入札の手続において提出された企画提案書のうち、本契約の受託者が提出した企画提案書については、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部として本委託の対象業務に含むものとし、企画提案書に記載された事項のうち重要な部分が実施されない場合、公社は、支援事業者に対して催告及び損害賠償を行うことなく、本契約を解除することができるものとする。

なお、企画提案書に記載された個々の提案内容の採用の可否又は項目の追加、変更若しくは削除については、公社と協議の上、決定するものとする。

(9) 業務の引き継ぎ

受託者は、本契約が終了し、契約更新が見込まれない場合にあつては、後任の受託者と十分に業務の引継ぎを行い、事業運営に支障をきたすことのないように対処すること。

(10) その他

ア 契約金額には、本業務の履行にかかる一切の費用を含むものとする。

イ 報告書の作成については、最新の東京都グリーン購入ガイドの仕様を満たすこと。

なお、同ガイドの内容については、下記リンクを参照すること。

http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html

ウ 本契約の履行に当たっては、別紙 1「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」及び別紙 2「共通事項及び暴力団関係者の排除に係る特約条項」を遵守すること。

エ 本仕様書の記載事項に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、公社と協議の上、決定するものとする。

7 問い合わせ先

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

温暖化対策推進課 創エネ支援チーム

電話：03-5990-5086

メールアドレス：cnt-accelerator@tokyokankyo.jp

業務詳細

1 業務概要

本業務は、公社が「断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム（以下「本事業」という。）」を効率的かつ効果的に実施するにあたって必要な以下の内容について委託するものである。なお、選定された企業の決定や助成金交付決定等については、公社において行うものとする。

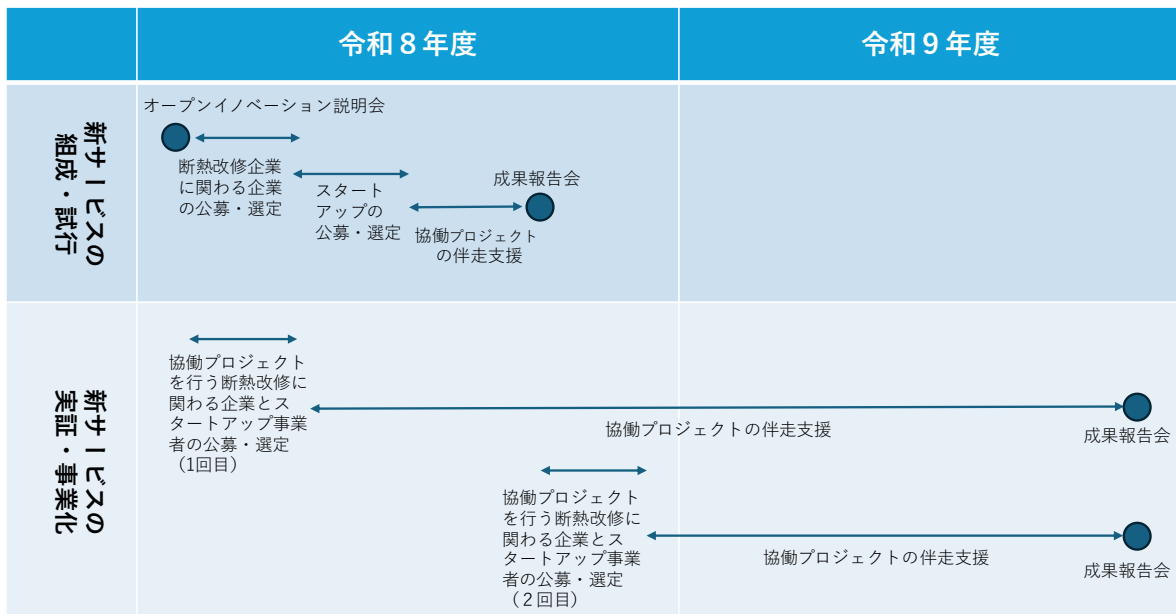
- (1) 業務計画書の作成
- (2) 住宅の断熱改修に関わる企業の新サービスの組成・試行^{※1}支援
 - ア 断熱改修に係る業界及びスタートアップ向けオープンイノベーション説明会の実施
 - イ 断熱改修に関わる企業の公募（募集要領等の作成を含む）・選定（審査委員会の運営を含む）
 - ウ スタートアップ事業者の公募（募集要領等の作成を含む）・選定（審査委員会の運営を含む）
 - エ 協働プロジェクトの組成・試行の伴走支援
- (3) 住宅の断熱改修に関わる企業の新サービスの実証・事業化^{※2}支援（1回目）
 - ア 協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者の公募（募集要領等の作成を含む）・選定（審査委員会の運営を含む）
 - イ 協働プロジェクトの実証・事業化の伴走支援
- (4) 住宅の断熱改修に関わる企業の新サービスの実証・事業化支援（2回目）
 - ア 協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者の公募（募集要領等の作成を含む）・選定（審査委員会の運営を含む）
 - イ 協働プロジェクトの実証・事業化の伴走支援
- (5) 広報・成果の発信等
- (6) 進捗状況や結果の報告

※1 組成・試行：サービスの創出や製品開発を進める上で、市場に需要があるかを検証すること及び試作品の開発等の技術検証を行うこと。

※2 実証・事業化：「組成・試行」にて検証した技術について、実用性や経済性などを確認した後、サービスの創出や製品の開発を行い、市場に展開すること。

2 業務スケジュール（案）

受託者は、本スケジュール（案）を参考に、公社と協議の上スケジュールを決定すること。



※本業務委託は、令和8年度業務を委託するものである。

令和8年5月下旬～6月上旬 受託者決定・契約締結

1 業務概要（2）のスケジュール（案）

- 令和8年6月下旬 オープンイノベーション説明会
（スタートアップ事業者の公募と併せての実施としてもよい）
- 令和8年6月下旬 断熱改修に関わる企業の公募
- 令和8年7月下旬 断熱改修に関わる企業の決定
- 令和8年8月下旬 スタートアップ事業者の公募
- 令和8年9月下旬 スタートアップ事業者の決定
- 令和8年10月～令和9年1月 伴走支援

1 業務概要（3）のスケジュール（案）

- 令和8年6月下旬 協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者の公募（1回目）
- 令和8年8月上旬 協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者の決定
- 令和8年8月～令和9年3月 協業プロジェクト伴走支援

1 業務概要（4）のスケジュール（案）

- 令和9年1月下旬 協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者の公募（2回目）
- 令和9年2月下旬 協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者の決定
- 令和9年3月 協業プロジェクト伴走支援

3 業務内容詳細（作業要件）

(1) 業務計画書の作成

契約確定後1週間以内に、公社と協議の上、当該事業に係る実施体制、業務計画等を記載した業務計画書を作成し、提出すること。

(2) 住宅の断熱改修に関わる企業の新サービスの組成・試行支援

ア 断熱改修に係る業界及びスタートアップ向けオープンイノベーション説明会の実施

(ア) オープンイノベーションに意欲的な企業に対し本事業の周知を行うとともに、本事業への応募を呼びかける事業説明会を実施すること。

(イ) 事業説明会では、新事業創出に必要な知識、情報のインプット、オープンイノベーションへの理解を深めることを目的として、更なる機運醸成を図ること。

(ウ) 実施内容、実施時期及び実施回数等の詳細については、公社と協議の上、決めること。

イ 断熱改修に関わる企業の公募・選定

(ア) 断熱改修に関わる企業を公募により原則3社選定すること。初回の公募で3社選定ができなかった場合は、追加公募の実施を公社と協議すること。なお、追加公募において、初回公募で選定されている企業を選定することは、原則、できないものとする。

(イ) 募集要領（以下「要領」という。）の案文を作成すること。公社と要領（案）について協議の上、内容を確定し、要領を公表すること。

(ウ) 応募者の審査に当たっては、全応募者に対し書類審査を実施する。

なお、ヒアリングやプレゼン審査が必要な場合は、公社と協議の上、追加で実施するものとする。

(エ) 企業が具備すべき要件を「企業選定の適格要件」として定めた上で、断熱改修に関係する実績の多さなども加味し、総合的に妥当性を審査すること。

(オ) 審査に当たっては、公社と事前協議の上、受託者が審査基準を定め、選定すること。

(カ) 審査会の運用に必要な準備を行うとともに、当日の審査を運営すること。応募者を評価できる数名の有識者を審査員とすること。

なお、審査会場は受託者が手配をし、会場費等は提示額に含めるものとする。

ウ スタートアップ事業者の公募・選定

(ア) イにより選定された企業の断熱改修を進める上での課題を踏まえ、それら課題の解決に資する技術等を所有するスタートアップを、イで選定された企業ごとに原則1社、公募・選定を行うこと。

(イ) 要領の案文を作成すること。公社と要領（案）について協議の上、内容を確定し、要領を公表すること。

(ウ) 応募者の審査に当たっては、全応募者に対し書類審査を実施する。

なお、ヒアリングやプレゼン審査が必要な場合は、公社と協議の上、追加で実施するものとする。

(エ) 選定にあたっては、イで選定された企業の意見や課題感を十分に踏まえた選定になるよう面談等の工夫をすること。

(オ) スタートアップが具備すべき要件を「【別表1】スタートアップ選定の適格要件」を参考に定めた上で、「【別表2】スタートアップ選定の留意点」を踏まえ、総合的に妥当性を審査すること。

(カ) 審査に当たっては、公社と事前協議の上、受託者が審査基準を定め、選定すること。

(キ) 審査会の運用に必要な準備を行うとともに、当日の審査を運営すること。応募者を評

価できる数名の有識者を審査員とすること。

なお、審査会場は受託者が手配をし、会場費等は提示額に含めるものとする。

- (ク) 受託者とスタートアップが「スタートアップ選定の留意点」の①から④に該当する関係にあり、事業遂行のためスタートアップと資本提携を締結する又は事業遂行の過程において資金提供を想定する場合には、「スタートアップ選定の適格要件」の追加説明を求める。なお、「スタートアップ選定の留意点」の趣旨は、本事業の公平性の確保の観点からグループ企業等の特定の企業群の利益を専ら図ろうとすることの未然防止にあり、出資を妨げる又は禁止するものではない。

エ 協働プロジェクトの組成・試行の伴走支援

受託者は、企業とスタートアップとが円滑かつ有意義な新サービスの創出ができるよう、調整役や技術面でのサポートを行うこと。

調整役としての支援	ワークショップの開催等を通じて、企業の課題の深堀り、スタートアップの技術をどのように効果的に活用すべきかの議論、新サービスの検討、試行方法の検討など、企業とスタートアップとが円滑に協働プロジェクト創出ができるよう調整役として支援すること。
技術面での支援	受託者の有するスタートアップの事業開発に係るリソース、ノウハウ及びネットワークを生かした助言により、協働プロジェクト創出を支援すること。

(3) 住宅の断熱改修に関わる企業の新サービスの実証・事業化支援（1回目）

ア 協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者の公募・選定

- (ア) 住宅の断熱改修に関わる新サービスの実証・事業化を行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者を、原則3組、公募・選定すること。
- (イ) 要領の案文を作成すること。公社と要領（案）について協議の上、内容を確定し、要領を公表すること。
- (ウ) 応募者の審査に当たっては、全応募者に対し書類審査を実施する。
なお、ヒアリングやプレゼン審査が必要な場合は、公社と協議の上、追加で実施するものとする。
- (エ) 応募するスタートアップは、企業と連携していることを示す書類を提出すること。
- (オ) スタートアップが具備すべき要件を「【別表1】スタートアップ選定の適格要件」を参考に定めた上で、「【別表2】スタートアップ選定の留意点」を踏まえ、総合的に妥当性を審査すること。
- (カ) 審査に当たっては、公社と事前協議の上、受託者が審査基準を定め、選定すること。
- (キ) 審査会の運用に必要な準備を行うとともに、当日の審査を運営すること。応募者を評価できる数名の有識者を審査員とすること。

なお、審査会場は受託者が手配をし、会場費等は提示額に含めるものとする。

- (ク) 受託者とスタートアップが「スタートアップ選定の留意点」の①から④に該当する関係にあり、事業遂行のためスタートアップと資本提携を締結する又は事業遂行の過程において資金提供を想定する場合には、「スタートアップ選定の適格要件」の追加説明を求める。なお、「スタートアップ選定の留意点」の趣旨は、本事業の公平性の確保の観点からグループ企業等の特定の企業群の利益を専ら図ろうとすることの未然防止にあり、出資を妨げる又は禁止するものではない。

イ 協働プロジェクトの実証・事業化の伴走支援

受託者は、企業とスタートアップとが円滑かつ有意義な新サービスの創出ができるよう、調整役や技術面でのサポートを行うこと。

調整役としての支援	ワークショップの開催等を通じて、企業の課題の深堀り、スタートアップの技術をどのように効果的に活用すべきかの議論、新サービスの検討、試行方法の検討など、企業とスタートアップとが円滑に協働プロジェクト創出ができるよう調整役として支援すること。
技術面での支援	受託者の有するスタートアップの事業開発に係るリソース、ノウハウ及びネットワークを生かした助言により、協働プロジェクト創出を支援すること。

(4) 住宅の断熱改修に関わる企業の新サービスの実証・事業化支援（2回目）

ア 協働プロジェクトを行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者の公募・選定

- (ア) 住宅の断熱改修に関わる新サービスの実証・事業化を行う断熱改修に関わる企業とスタートアップ事業者を、原則3組、公募・選定すること。なお、選定されたスタートアップと連携した断熱改修に係る企業は、原則、(3)アで選定されたものを除く。
- (イ) 募集要領の案文を作成すること。公社と要領(案)について協議の上、内容を確定し、要領を公表すること。
- (ウ) 応募者の審査に当たっては、全応募者に書類審査を実施する。
なお、ヒアリングやプレゼン審査が必要な場合は、公社と協議の上、追加で実施するものとする。
- (エ) 応募するスタートアップは、企業と連携していることを示す書類を提出すること。
- (オ) スタートアップが具備すべき要件を「【別表1】スタートアップ選定の適格要件」を参考に定めた上で、「【別表2】スタートアップ選定の留意点」を踏まえ、総合的に妥当性を審査すること。
- (カ) 審査に当たっては、公社と事前協議の上、受託者が審査基準を定め、選定すること。
- (キ) 審査会の運用に必要な準備を行うとともに、当日の審査を運営すること。応募者を評価できる数名の有識者を審査員とすること。
なお、審査会場は受託者が手配をし、会場費等は提示額に含めるものとする。
- (ク) 受託者とスタートアップが「スタートアップ選定の留意点」の①から④に該当する関係にあり、事業遂行のためスタートアップと資本提携を締結する又は事業遂行の過程において資金提供を想定する場合には、「スタートアップ選定の適格要件」の追加説明を求める。なお、「スタートアップ選定の留意点」の趣旨は、本事業の公平性の確保の観点からグループ企業等の特定の企業群の利益を専ら図ろうとするものの未然防止にあり、出資を妨げる又は禁止するものではない。

イ 協働プロジェクトの実証・事業化の伴走支援

受託者は、企業とスタートアップとが円滑かつ有意義な新サービスの創出ができるよう、調整役や技術面でのサポートを行うこと。

調整役としての支援	ワークショップの開催等を通じて、企業の課題の深堀り、スタートアップの技術をどのように効果的に活用すべきかの議論、新サービスの検討、試行方法の検討など、企業とスタートアップと
-----------	--

	が円滑に協働プロジェクト創出ができるよう調整役として支援すること。
技術面での支援	受託者の有するスタートアップの事業開発に係るリソース、ノウハウ及びネットワークを生かした助言により、協働プロジェクト創出を支援すること。

(5) 広報・成果の発信等

- ア 会社に対し、(2) エの成果に関する報告会を開催すること。
- イ 本事業に関するウェブサイトを作成し、事業の広報を行うとともに、協働プロジェクトの成果やスタートアップの成長に資する内容等の発信を行うこと。なお、発信内容については、発信前に、会社に確認すること。

(6) 進捗状況や結果の報告

受託者は、事業計画に基づいた進捗について、月一回程度の頻度で、会社に対して報告を行うこと。また、令和9年3月31日（火曜日）までに、事業全体の結果の報告を行うこと。

4 その他

受託者は、本業務を遂行するに当たり、以下に留意すること。

- (1) 受託者は、履行期間に実施した業務について、助成対象事業者採択時に中間報告、業務完了時に最終報告を行うことを基本とし、その他必要に応じて会社と協議の上、報告を行うこと。
- (2) その他、本仕様書及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、会社と協議の上、処理すること。

【別表1】スタートアップ選定の適格要件

(1) 本事業におけるスタートアップの定義

ア 別紙業務詳細1 (2) ウのスタートアップは、概ね創業（第二創業を含む。）10年を超えず、応募時点で株式市場において未上場であること。

イ 別紙業務詳細1 (3) ア及び(4)アのスタートアップは、次の(ア)又は(イ)を満たすこと。

(ア) 概ね創業（第二創業を含む。）10年を超えず、応募時点で株式市場において未上場であること。

(イ) 「優れた技術・製品等を有するスタートアップに係る等級によらない入札参加制度の対象事業追加について」（令和7年3月25日東京都財務局）「2 対象事業者」の①に該当する事業者、または「令和7年度断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム」（令和7年6月18日7環気家第158号）に選定された事業者

(2) 本事業におけるスタートアップの選定の諸条件

- ・ 東京都内において事業展開を行っていること。又は行おうとしていること。
- ・ 既に売上計上しているプロダクト・サービス（断熱のプロダクト・サービスでなくても良い。）を有する事業者であること。
- ・ プロジェクトの実施能力を有しており、かつ、財務状況が健全であり、本事業を事業期間内に遂行できる見込みがあること。
- ・ 同一事業期間内に、本事業に対する国や他の地方自治体からの同一の委託や助成を受けていないこと。
- ・ 東京都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関係がないこと。
- ・ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ・ 本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること。
- ・ 円滑かつ効果的な事業遂行のために、十分な推進体制が確保できること。また、断熱改修アクセラレーターや企業等の関係者との密な連絡体制を確保できること。
- ・ 協働プロジェクトのための打ち合わせ、定期的な進捗報告、成果報告会への出席等に取り組むこと。
- ・ 本事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く。）。

【別表2】スタートアップ選定の留意点

項目	概要
① 資本関係	<p>選定するスタートアップが断熱改修アクセラレーターと次のいずれかに該当する資本関係にある。</p> <p>ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する規定する子会社等）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等）の関係にある場合</p> <p>イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
② 人的関係	<p>選定するスタートアップが断熱改修アクセラレーターと次のいずれかに該当する人的関係にある。</p> <p>ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>イ) 一方の会社等が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合</p> <p>ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
③	当該スタートアップへの出資比率が50%を超えている。
④	断熱改修アクセラレーターと支配従属関係にある。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、（公財）東京都環境公社情報管理基本方針及び情報管理基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

(1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。

(2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

(1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

(2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び

複製したものを含む。)について、2 (1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。
- イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。
- ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。
- エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。
- オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。
- カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。ま

た、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

共 通 事 項

本契約により公益財団法人東京都環境公社（以下「委託者」という。）から業務の依頼を受けた者（以下「受託者」という。）は、本契約の履行に当たり、以下の事項について遵守、協力すること。また、その他一般事項についても以下のとおりとする。

1 環境配慮について

受託者は、以下に記載する「東京都グリーン購入推進方針」について、できうる限り協力すること。

「東京都グリーン購入推進方針」

物品等の調達にあたっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。また、再生材料等使用した際は、それに準じたマークを使用することとする。

<製造段階での環境配慮>

- (1) 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- (2) 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- (3) 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- (4) 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- (6) 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- (7) 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一包装、分離可能等）もの
- (8) 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- (9) 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- (10) 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- (11) 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの

<具体的な参考水準及びマーク>

(12) 参考水準

- ① 文具類に共通する事項として、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合はア、木質の場合はイ、紙の場合はウの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はイ、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はウ(イ)の要件をそれぞれ満たすこと。

ア 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。

イ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切に

なされたものであること。

ウ 次の要件を満たすこと。

(7) 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。

(i) 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

② ボールペンについて、①の水準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。

③ セロハンテープについて、①の水準を満たすこと、かつ、巻き芯には、再生紙を使用すること。

④ 布粘着テープについて、①の水準を満たすこと、かつ、テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。

⑤ 事務用封筒（紙製）について、①の水準を満たすこと、かつ、古紙パルプ配合率 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

⑥ ノートについて、①の水準を満たすこと、かつ、下記の水準を満たすこと。

ア 古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

イ 塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。

⑦ 付箋について、①の水準を満たすこと、かつ、主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。

⑧ ファイルについて、金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア ①の水準を満たすこと。

イ クリアホルダーにあっては、上記アの要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

- ⑨ クロス表紙について、①の水準を満たすこと、かつ、表紙芯材板紙には再生紙を使用すること
 - ⑩ 文書保存箱について、古紙パルプ配合率 80%以上であること。
 - ⑪ のり（液状、澱粉のり）（補充用を含む）、のり（固形・テープ）（補充用を含む）については、①の水準は容器に適用される
 - ⑫ 連射式クリップについて、主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く）。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、①のとおり。
 - ⑬ 修正液、修正テープについて、主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く）。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。
 - ⑭ スタンプ台、朱肉について、主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く）。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。
 - ⑮ ステープラー（汎用型）について、主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、①の水準を満たすこと。
 - ⑯ 塗料について、下記の水準を満たすこと。
 - ア 建築物内装用鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。
 - イ 建築物外装用鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料（溶剤系）であること。
 - ⑰ ダストブロワーについて、フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
 - ⑱ チョークについて、再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。
 - ⑲ トイレットペーパー及びティッシュペーパーについて、古紙パルプ配合率100%であること。
 - ⑳ 電子卓上計算機について、・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。また、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
 - ㉑ 一次電池又は小形充電式電池について、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 一次電池にあっては、「東京都グリーン購入推進方針」に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。
 - イ 小形充電式電池（二次電池）であること。
- (13) 参考マーク



本契約の履行にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）を遵守すること。また、委託者が受託者に対し書面による事前の通知により、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、又は写しの提出を求めることができる。この場合、受託者は、事業の運営に支障が生じるときその他の正当な理由がある場合を除き、委託者の求めに応じるものとする。

3 個人情報の保護

受託者の本契約に係る個人情報の取扱い条件については、以下のとおりとする。

(1) 個人情報の定義

本契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「法」という。）第2条に定める「個人情報」であり、委託者及び受託者が双方協議の上同意して定めた情報とする。

(2) 個人情報の提供

ア 委託者は、本契約の履行上必要最小限度の個人情報を受託者に提供する。

イ 委託者は、個人情報を受託者に提供する場合、原則として、当該情報が個人情報である旨を書面にて受託者に示さなければならない。また、委託者は、委託者が受託者に提供した情報が、個人情報に該当するかどうか受託者において不明であり、受託者が委託者に照会したときは、速やかに回答しなければならない。

ウ 個人情報の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法は、個人情報の安全管理の観点から、別途双方協議の上書面により定めるとおりとする。

(3) 個人情報の秘密保持

ア 受託者は、本契約履行にあたり委託者から提供された個人情報を、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約履行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、また、別に定める再委託先が本契約履行上必要最小限度において、個人情報を取り扱う場合を除き、他に開示又は漏洩してはならないものとする。

イ 受託者は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、受託者の指揮監督を受けて本契約履行に従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

ウ 受託者は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報等の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講じるものとする。

(4) 安全管理措置

ア 受託者は、本契約履行にあたり、個人情報の漏洩、滅失又は棄損（以下「漏洩等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

イ 委託者及び受託者は、委託者が上記に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定しようとする場合、本契約の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

(5) 管理、監督

- ア 受託者は、上記に定める安全管理措置を徹底するため、本契約履行にあたり個人情報の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。
- イ 受託者は、本契約履行にあたり、実際に個人情報を取扱う従業員等の範囲を限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- ウ 受託者は、本契約履行の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を書面により事前に委託者に通知し承諾を得ることとする。また、受託者の責任において、再委託先に対して本契約と同様の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(6) 本人に対する責任等

- ア 委託者は、個人情報が、法を遵守して適正に取得されたものであることを補償するとともに、受託者に個人情報を提供することについて個人情報の主体たる本人に対して責任を負う。
- イ 受託者は、本人から個人情報の開示、訂正、追加又は削除等の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報の提供を要請された場合、速やかに委託者に通知するものとする、この場合、受託者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、委託者が自己の費用と責任をもって対応することとする。

(7) 監査

- ア 委託者は、受託者における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受託者に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入を求めることができる。この場合、受託者は、事業の運営に支障が生じるときその他の正当な理由がある場合を除き、委託者の求めに応じるものとする。
- イ 上記の報告、資料の提出又は監査にあたり、受託者は委託者に対して、受託者の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができる。
- ウ 委託者は、監査のために受託者の事業所等への入館が必要となる場合、受託者所定の事務処理及び入退館等に関する規則に従うものとする。
- エ 受託者は、委託者による監査が通常範囲を超えると判断するとき、双方協議の上、監査の受入れのために受託者が要した費用を委託者に請求できるものとする。

(8) 改善

- ア 委託者は、上記による報告、資料の提出又は監査の結果、受託者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受託者に対し、その理由を書面により通知かつ説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
- イ 受託者は、上記の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について委託者と協議を行わなければならない。

(9) 契約解除

委託者は、受託者が上記(2)から(8)に定めた事項を遵守しない場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

4 環境対策

- (1) 受託者は、委託者の取組む環境マネジメントシステムに基づく環境管理マニュアルを理解し、事業活動における環境配慮の徹底などシステム運用に協力すること。

- (2) 受託者は、委託者が定める環境方針に基づき、環境目的・目標及びそれらを具体的に実施するためのプログラムについて、委託者と協力してその達成に努める。

5 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

6 その他

(1) 法令の遵守

受託者は、本契約履行にあたり関係する法令を遵守し、必要に応じ資格保有者を契約履行にあたって、安全に十分配慮すること。

(2) 受託者の責務

受託者は、本件履行に際し、受託者の起因する事故等が発生した場合、速やかに委託者に所属する担当者に連絡の上、必要な措置をとること。また、損害等を与えた場合は、受託者が責任を負うこと。

(3) 代金の支払い

受託者は、本契約履行後に完了届若しくは納品書、並びに必要書類等を提出し、委託者に所属する担当者の検査を受けることとし、検査合格の場合、受託者は速やかに請求書を提出すること。請求書が提出された月の翌月末に支払を行う。

(4) その他

不明な点は双方協議の上、決定する。

暴力団関係者の排除に係る特約条項

第1条 公益財団法人東京都環境公社（以下「委託者」という。）から本契約により業務の依頼を受けた者（以下「受託者」という。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準じる者

第2条 委託者は、受託者が反社会的勢力と以下の各号一でも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第3条 委託者は、受託者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて委託者の信用を棄損し、又は委託者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第4条 受託者は、受託者又は受託者の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1条及び第2条に該当しないことを確約し、将来も第1条及び第2条に該当しないことを確約する。

2 受託者は、その下請又は再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を講じなければならない。

3 受託者が、前各項の規定に違反した場合には、委託者は本契約を解除することができる。

第5条 受託者は、受託者又は受託者の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を委託者に報告し、委託者の捜査機関への通報及び委託者の報告に必要な協力を行うものとする。

2 受託者が前項の規定に違反した場合には、委託者は何らの催告を要せずに、本契約を解除することで

きる。

第6条 委託者が本条各項又号により本契約を解除した場合には、受託者に損害が生じても委託者はこれを何ら賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により委託者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償するものとする。